



資産所得倍増計画と金融教育

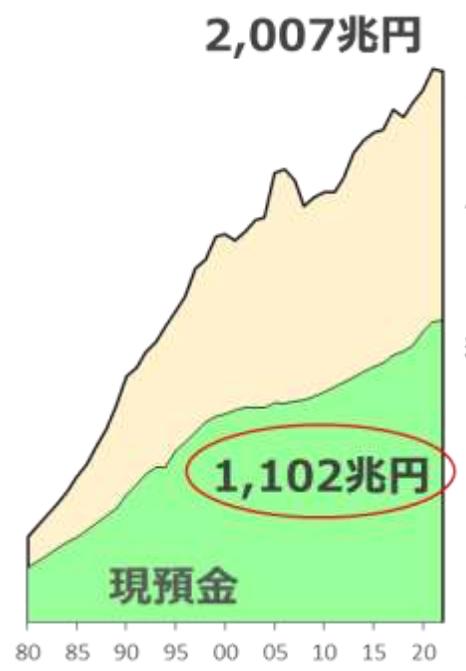
第15回 ETFコンファレンス

2023年4月5日(水) 金融庁 政策立案総括官 堀本 善雄

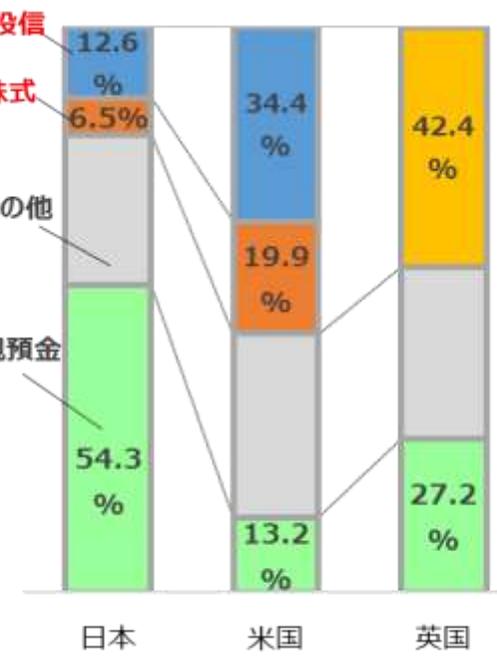
1. 資産所得倍増プランの概要①

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議にて、資産所得倍増プランが決定。
- 我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現させる。

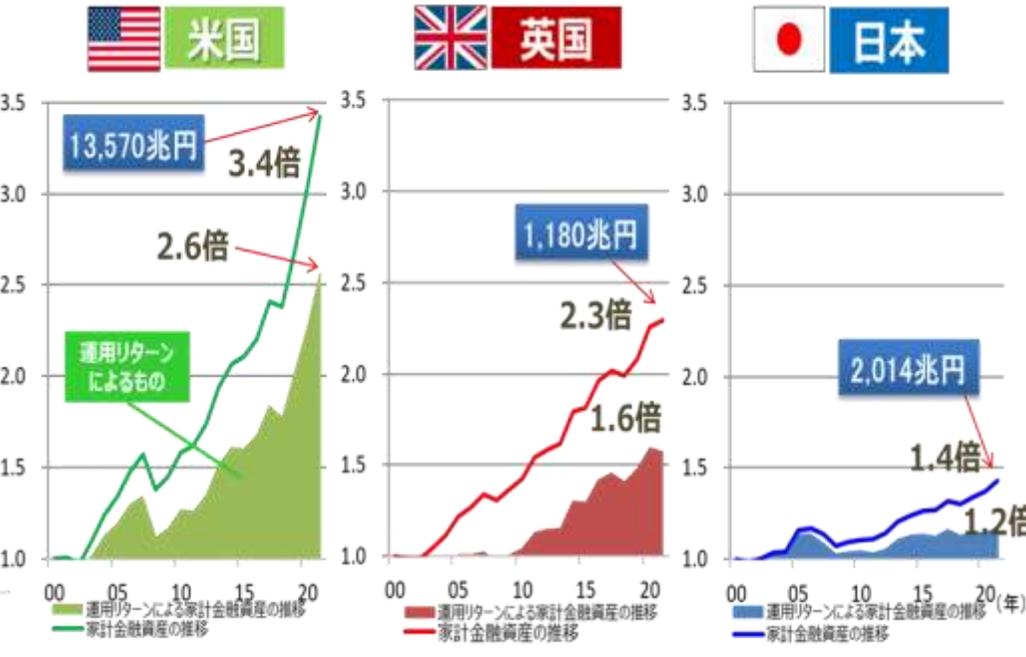
我が国の家計金融資産の推移
(2022年6月末時点)



各国家計の株式・投信の割合
(2021年末時点)



各国の金融資産の推移
(2021年末時点)



(出典) 日本銀行より、金融庁作成

(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。
(※) 英国は株式と投信を合わせた割合。
(出典) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

(注) 上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出してあり、利子や配当の受取りを含まない。
(注) 21年末時点の値。米国、英国については、21年12月末の為替レートにて換算(1ドル=115.08円、1ポンド=155.742円)
(資料) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

1. 資産所得倍増プランの概要②

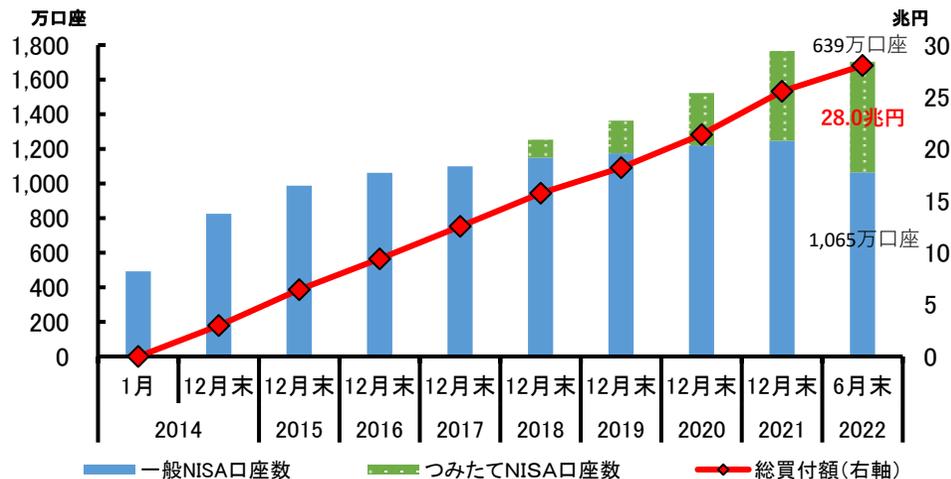
<目標>

- ① 5年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）の倍増（1,700万から3,400万）、NISA買付額の倍増（28兆円から56兆円）
- ② その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。これらの目標の達成を通じて、長期的な目標として資産運用収入そのものの倍増も見据える。

<プランの方向性>

- 投資未経験者が投資を行わない理由として、「資産運用に関する知識がないから」、「購入・保有することに不安を感じるから」を回答する人が多いといった調査結果もある。このため、NISA等の制度を簡素でわかりやすく、使い勝手のよいものとするとともに、投資に関する知識不足の解消や不安の払拭に向けた取組等が必要。
- こうしたことを踏まえ、資産所得倍増に向けて、7本柱の取組を一体として推進する。

NISA（一般・つみたて）口座数及び買付額の推移



(注) 18/3月末以降の買付額は、2018年1月のつみたてNISA開始に伴い、一般NISAとつみたてNISAの合計額を表示
 (資料) 金融庁

<7本柱の取組>

- 第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
- 第二の柱：加入可能年齢の引上げなどDeCo制度の改革
- 第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化
- 第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- 第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現
- 第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

2 . NISAの抜本的拡充や恒久化

- 家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげることが重要。
- このため、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

(2024年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠)(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等(注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

NISAの中でETFの占める割合

【つみたてNISA対象商品の分類（2023年2月9日時点）】

		国内	内外	海外
公募投信	株式型	44本	17本	55本
	資産複合型	5本	91本	2本
ETF		3本	—	4本

（出典）金融庁HP

【NISAにおける商品別累計買付額・残高】

	一般NISA		つみたてNISA		合計	
	累計買付額	残高	累計買付額	残高	累計買付額	残高
総額	26兆4,951億円	10兆1,243億円	2兆4,476億円	1兆7,196億円	28兆9,427億円	11兆8,439億円
上場株式	11兆1,778億円	3兆9,225億円	—	—	11兆1,778億円	3兆9,225億円
投資信託	14兆4,367億円	5兆8,561億円	2兆4,472億円	1兆7,193億円	16兆8,839億円	7兆5,753億円
ETF	6,553億円	2,487億円	4億円	4億円	6,557億円	2,491億円
REIT	2,253億円	970億円	—	—	2,253億円	970億円

※ 累計買付額は2022年9月末時点、残高は2021年12月末時点。

（出典）金融庁「NISA利用状況調査」

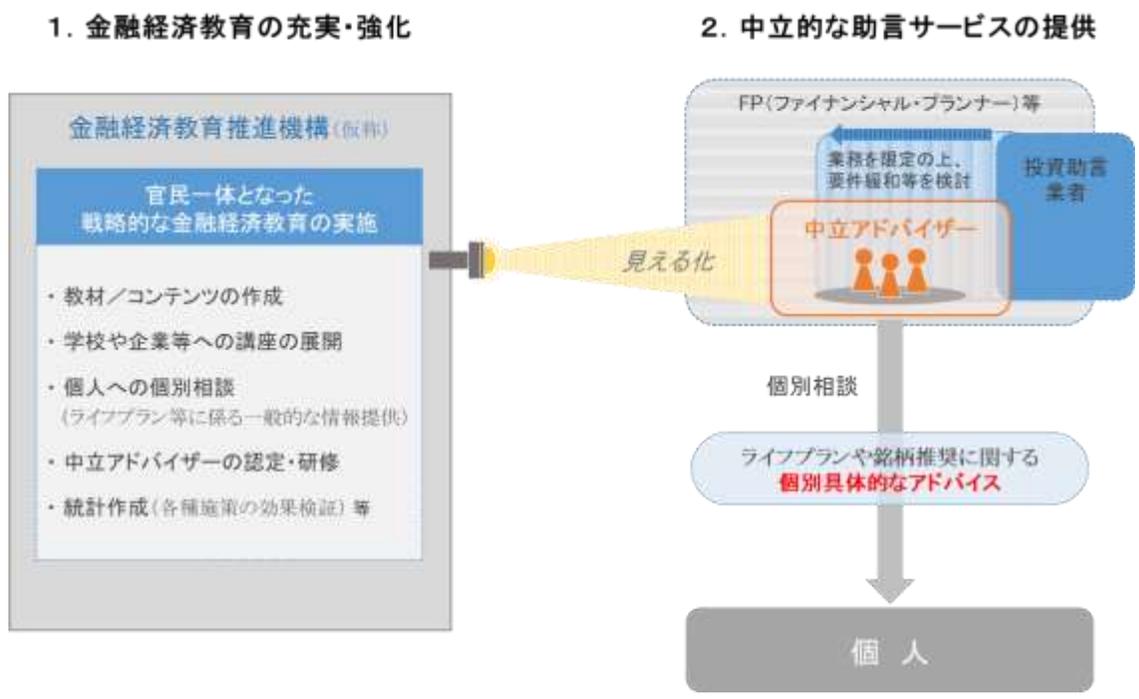
3. 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設

■ 金融経済教育推進機構（仮称）が中立的なアドバイザーの認定を行う。助言対象を絞った投資助言業（例えば、つみたてNISAやiDeCoに限定）の登録要件を緩和する。

- <課題>
- 個人が信頼できるアドバイザーが身近に不在。
 - 特定の金融商品の仲介業や代理店に偏らないアドバイザーの振興が重要。
 - 投資初心者層へのサポートが必要。

- <中立的なアドバイザーの見える化>
- 機構がアドバイザーの中立性を認定。
※ 認定中立アドバイザーの支援策（補助金等）も検討。
 - 安定的な資産形成に資する商品（例えば、つみたてNISAやiDeCo）に対象を絞った投資助言業の登録要件の緩和を検討。
※ 当局の監督体制の整備を併せて検討。

金融経済教育推進機構（仮称）の役割（イメージ）



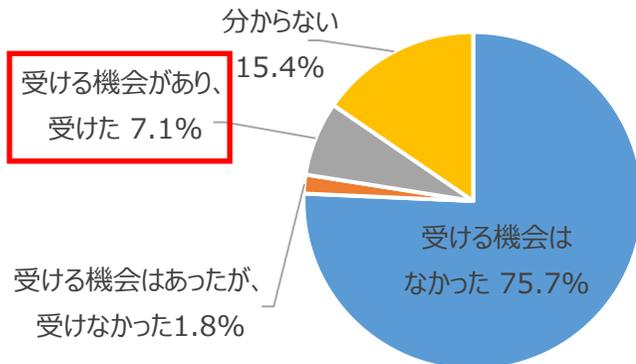
4. 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実

- 中立的な組織として金融経済教育推進機構（仮称）を設立する。国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

<課題>

- 官民による様々な取り組みが行われているが、資産形成に関する金融経済教育が国民の隅々まで行き届いていない。
- 中心的な担い手である業界団体は、販売目当てと思われ敬遠。
- 政府一丸となって、省庁横断的に、家計の安定的な資産形成を実現するための施策を総合的に推進していくことが重要。

金融教育の経験（学校等）



(資料)金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」

<金融経済教育の充実>

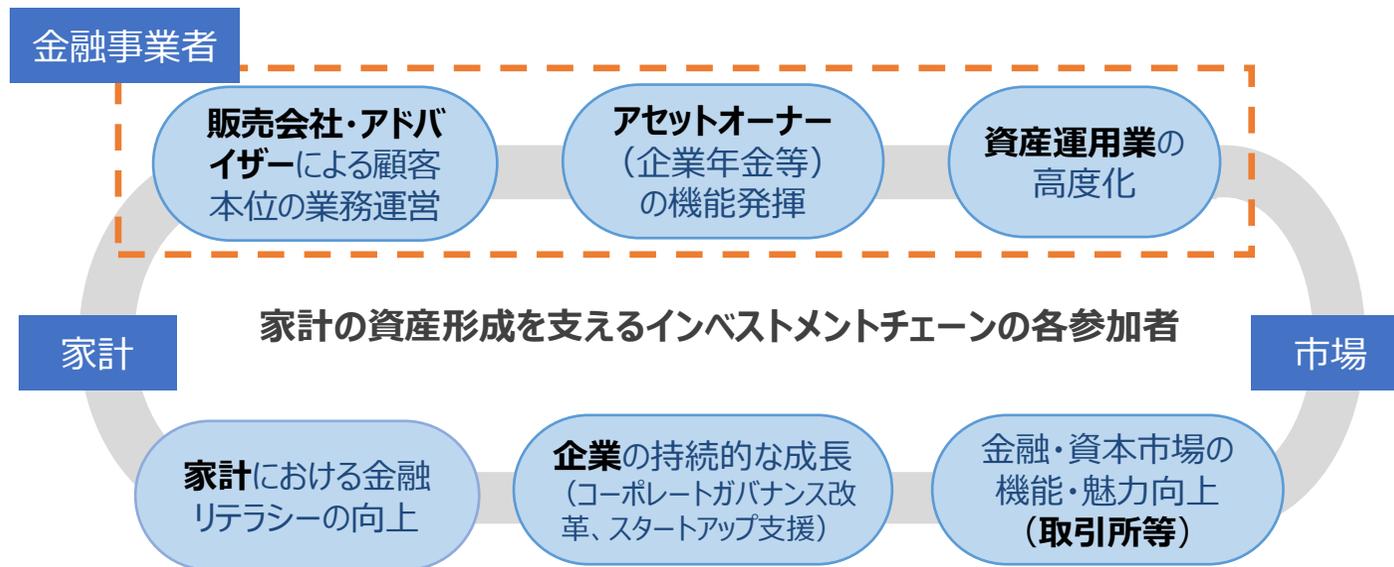
- 中立的な立場から金融経済教育を提供する「金融経済教育推進機構（仮称）」を、法律に基づき設置（2024年中）。
- その際、金融広報中央委員会（事務局：日本銀行）の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日銀に加え、全銀協・日証協等の民間団体からの協力も得る。
- 適切な役割分担の下、官民一体となって、金融経済教育を戦略的に実施。

<省庁横断的な取組みの推進>

- 資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

5. 顧客本位の業務運営の確保

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う金融事業者による顧客本位の業務運営を確保することが重要。



<課題>

- 金融事業者・年金関係者等において、顧客本位の業務運営を確保することが重要。
- これまでプリンシプルベースの対応により、金融事業者の取組みを促してきたが、現時点でも、顧客利益に適さない金融商品の販売が散見されるなど、顧客本位の業務運営の確保は不十分。

<顧客本位の業務運営の水準の統一と底上げ>

- 顧客・最終受益者の利益を第一に考えた立場からの業務運営が確保されるよう、プリンシプルベースの取組みにルール上も根拠を規定。
- 対象に、金融事業者の他に年金関係者（企業年金等）も加え、市場横断的な対応を図る。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要

デジタル化の進展等の環境変化に対応し、金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るため、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」、「企業開示」等に関する制度を整備

顧客本位の業務運営・金融リテラシー

- 成長の果実が家計に分配されるという「資金の好循環」を実現し、家計の安定的な資産形成を図る観点から、以下の取組を実施

顧客本位の業務運営の確保

- 最終的な受益者たる金融サービスの顧客や年金加入者の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行**すべきである旨の義務を、**金融事業者や企業年金等関係者に対して幅広く規定**
- **顧客属性に応じた説明義務を法定**するとともに、顧客への**情報提供におけるデジタル技術の活用**に関する規定を整備

金融リテラシーの向上

- 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するため、「**基本方針**」を策定
- 利用者の立場に立って、金融経済教育を広く提供するため、「**金融経済教育推進機構**」を創設
〔業務〕 金融経済教育の教材・コンテンツの作成、
学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談 等
〔形態〕 認可法人
〔役員〕 理事長(1人)、理事(3人以内)等
〔ガバナンス〕 運営委員会(委員、理事長、理事)を設置、金融庁が認可・監督
(参考)上記のほか、機構は、資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境を整備

企業開示

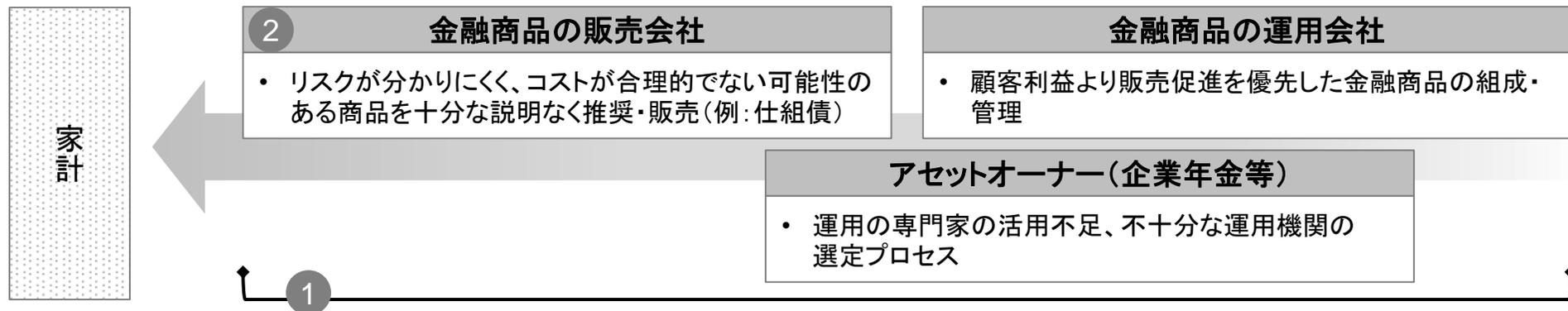
- 非財務情報の開示の充実に向けた取組(注1)と併せて、**企業開示の効率化の観点から、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止**(注2)
(注1) 府令改正によりサステナビリティ情報の開示の充実を図る
(注2) 第1・第3四半期の開示については、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化
- **半期報告書、臨時報告書の公衆縦覧期間(注)を5年間(課徴金の除斥期間と同様)に延長**
(注) 現行の公衆縦覧期間は、半期報告書3年、臨時報告書1年

その他のデジタル化の進展等に対応した顧客等の利便向上・保護に係る施策

- **ソーシャルレンディング(注)等を行う第二種金融商品取引業者**について、投資家に適切な情報提供等が行われなかった事例を踏まえ、**運用報告に関する規定を整備**
(注) インターネットで集めた出資を企業に貸し付ける仕組み
- **不動産特定共同事業契約(注)をトークン(デジタル)化する動き**が見られていることを踏まえ、他の電子記録移転権利と同様、当該トークンに**金融商品取引法のルールを適用**
(注) 出資を募って不動産で運用し、収益を分配する仕組み
- 金融商品取引業者等の**ウェブサイト**において、営業所に掲示する**標識**と同内容の**情報公表を義務付け**
- 虚偽の財務書類の開示を行った企業等に対する課徴金納付命令に係る**審判手続のデジタル化**

顧客本位の業務運営の確保

- 2017年3月、金融事業者が主体的に創意工夫を発揮し、良質な金融商品・サービスを提供することを促すため、プリンシプルベースの「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定（金融事業者の判断で採択）
- この「原則」に基づき、顧客の最善の利益の追求等の取組が進められてきたが、以下の課題が指摘されているほか、「原則」を採択していない、方針等を公表していない金融事業者も多く存在



1 最善の利益を考えた業務運営の確保

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を**金融事業者や企業年金等関係者一般に共通する義務として法定**することで、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げと横断化

対象

金融商品
取引業者
資金移動
業者

銀行

信託銀行

保険会社

貸金業者

企業年金

...

2 顧客への情報提供の充実

- 金融商品取引業者等が、契約締結前に顧客の知識や経験等に応じて、契約内容の**説明を行う義務を法定**
- 金融商品取引業者等が、デジタルツールを効果的に活用して充実した情報提供を行うことを促すため、書面を原則としていた規定について、顧客のデジタル・リテラシーを踏まえつつ、**書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能**とするよう見直し
(注)見直しに際しては、顧客がその必要に応じて書面を求めることができる規定も整備[内閣府令改正事項]

課題

対応

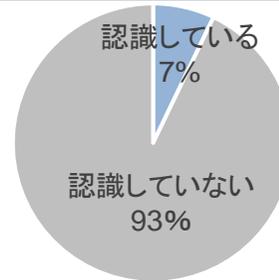
金融リテラシーの向上

課題

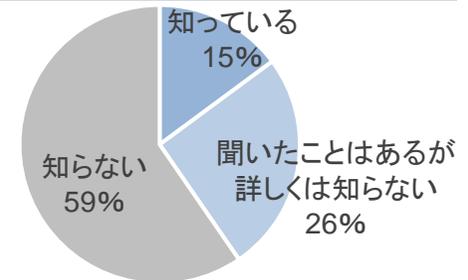
- これまで、政府、金融広報中央委員会、金融関係団体、学校、職場等において、資産形成の啓発や教材の作成等、金融経済教育に関する取組が実施されてきたが、以下のような課題が存在

- 金融経済教育を受けたと認識している人は約7%
- 職域でも、確定拠出年金加入者への継続投資教育が不十分との指摘
- 長期投資や分散投資等のリスク抑制効果を認知している人は約4割
- 投資詐欺などの被害事案も引き続き散見、近時はSNSを通じた投資勧誘のトラブルも発生
- 政府、金融広報中央委員会、金融関係団体等による取組や連携を強化すべきとの指摘

金融経済教育を受けたと認識

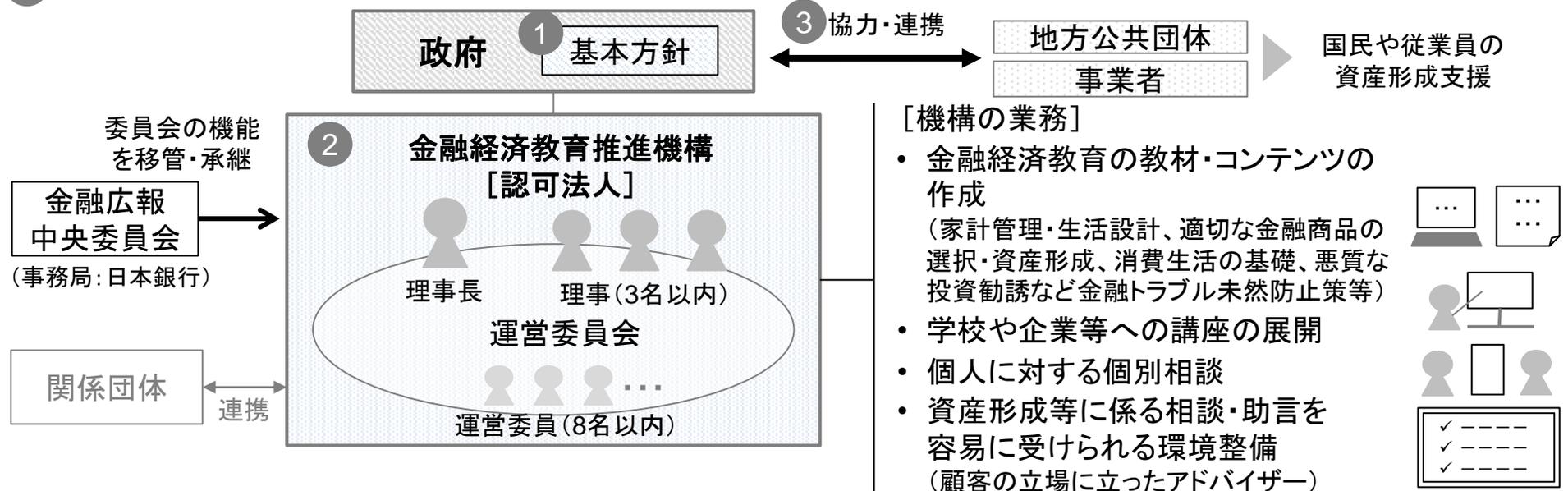


長期・分散投資等のリスク抑制効果の認知



- 1 資産形成の支援に関する施策を総合的に推進するための「基本方針」を策定
- 2 「金融経済教育推進機構」を創設
- 3 資産形成支援のための国と地方公共団体・事業者の協力・連携

対応



(注) 上記の規定を設ける「金融サービスの提供に関する法律」は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改称